

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 要綱

第一 第三者による地位利用児童虐待の追加等

一 児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する者で当該児童の保護者以外のものが当該児童についてその地位を利用して行う次に掲げる行為を、「第三者による地位利用児童虐待」とすること。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

二 国及び地方公共団体の責務のうち、研修等及び啓発活動に関する規定の対象を「児童虐待等」とし、これらの規定の対象に児童虐待のほか第三者による地位利用児童虐待を追加すること。

(第4条第2項及び第4項関係)

三 児童虐待の早期発見等に関する規定の対象を「児童虐待等」とし、児童虐待のほか第三者による地位利用児童虐待を追加すること。

(第5条第1項から第3項まで及び第5項関係)

第二 第三者による地位利用児童虐待に係る通報義務及び通報を受けた場合の措置

一 第三者による地位利用児童虐待に係る通報義務

1 第三者による地位利用児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、警察署に通報しなければならないこと。

(第6条新第2項関係)

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、1の通報義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。

(第6条新第4項関係)

二 通報を受けた場合の措置

1 一1の通報を受けた警察署の警察署長、所属の警察官その他の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと。

(第7条新第2項関係)

2 一1の通報を受けた場合において、第三者による地位利用児童虐待が行われていると認められるときは、警察署長は、第三者による地位利用児童虐待に係る被害の発生を防止するために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(第8条新第3項及び新第5項関係)

3 2の措置を講ずるに当たっては、警察署長は、児童の福祉に業務上関係のある団体と緊密な連携を図るよう努めなければならないこと。

(第8条新第4項関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

(改正法附則第1条関係)

二 検討

1 政府は、この法律の施行後速やかに、第三者による地位利用児童虐待を行った者と密接な関係を有する法人又は団体が第三者による地位利用児童虐待に係る被害の再発を防止するために講ずべき措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後3年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、第三者による地位利用児童虐待に係る被害の防止の強化を図るために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(改正法附則第2条関係)

三 関係法律の整備等

1 関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

(改正法附則第3条から第5条まで関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「が児童虐待」の下に「及び第三者による地位利用児童虐待（児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する者で当該児童の保護者以外のものが当該児童についてその地位を利用して行う第二条第一号又は第二号に掲げる行為をいう。第六条第二項並びに第八条第三項及び第五項において同じ。）（以下「児童虐待等」という。）」を加え、「児童虐待の」を「児童虐待等の」に改め、同条第四項中「児童虐待の」を「児童虐待等の」に、「児童虐待が」を「児童虐待等が」に改める。

第五条の見出しを「（児童虐待等の早期発見等）」に改め、同条第一項中「児童虐待」を「児童虐待等」に改め、同条第二項中「児童虐待の」を「児童虐待等の」に改め、同条第三項及び第五項中「児童虐待」を「児童虐待等」に改める。

第六条の前の見出しを「（児童虐待に係る通告等）」に改め、同条第三項中「通告」の下に「又は第二項の規定による通報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三者による地位利用児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、これを警察署に通報しなければならない。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、前条第二項の規定による通報を受けた警察署の警察署長、所属の警察官その他の職員について準用する。

第八条の見出しを「(通告若しくは送致又は通報を受けた場合の措置)」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項若しくは第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「一時保護」の下に「又は第三項の第三者による地位利用児童虐待に係る被害の発生を防止するために必要な措置」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 警察署が第六条第二項の規定による通報を受けた場合において、第三者による地位利用児童虐待が行われていると認められるときは、警察署長は、第三者による地位利用児童虐待に係る被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の措置を講ずるに当たっては、警察署長は、第五条第一項に規定する団体と緊密な連携を図るよう

努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第四条第二項に規定する第三者による地位利用児童虐待（以下この条において単に「第三者による地位利用児童虐待」という。）を行った者と密接な関係を有する法人又は団体が第三者による地位利用児童虐待に係る被害の再発を防止するために講ずべき措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、第三者による地位利用児童虐待に係る被害の防止の強化を図るために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(児童福祉法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「第二条に規定する児童虐待」を「第四条第二項に規定する児童虐待等」に改める。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の二十第一項第三号

二 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第三十条第一項第五号

三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)第八条第五号及び第二十六条第三号

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正)

第四条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に、「第七条及び第八条」を「第七条第一項並びに第八条第一項、第二項及び第五項」に改める。

(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中児童福祉法第三十四条の二十第一項第三号の改正規定を削る。

理由

児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する者で当該児童の保護者以外のものが当該児童についてその地位を利用して行う虐待の防止等を図るため、第三者による地位利用児童虐待を受けたりと思われる児童を発見した者に対する通報義務その他第三者による地位利用児童虐待の防止のための措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国及び地方公共団体の責務等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待及び第三者による地位利用児童虐待(児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する者で当該児童の保護者以外のものが当該児童についてその地位を利用して行う第二章第一号又は第二号に掲げる行為をいう。第六条第二項並びに第八条第三項及び第五項において同じ。)(以下「児童虐待等」という。)を早期に発見し、その他児童虐待等の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待等の防止に資するため、児童の人権、児童虐待等が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p> <p>5 〃 8 [略]</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p> <p>5 〃 8 [略]</p>

(児童虐待等の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待等を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待等の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待等の予防その他の児童虐待等の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待等を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待等の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 〔同上〕

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告等)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2| 第三者による地位利用児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、これを警察署に通報しなければならない。

3| 第一項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

4| 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告又は第二項の規定による通報をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 (同上)

(新設)

2| 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3| 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 (同上)

2| 前項の規定は、前条第二項の規定による通報を受けた警察署の警察署長、所属の警察官その他の職員について準用する。

〔新設〕

〔通告若しくは送致又は通報を受けた場合の措置〕

〔通告又は送致を受けた場合の措置〕

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

第八条 〔同上〕

一・二 〔略〕

2 〔同上〕

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一〜四 〔略〕

3| 警察署が第六条第二項の規定による通報を受けた場合において、第三者による地位利用児童虐待が行われていると認められる

〔新設〕

ときは、警察署長は、第三者による地位利用児童虐待に係る被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

4| 前項の措置を講ずるに当たっては、警察署長は、第五条第一項に規定する団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

5| 第一項若しくは第二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致若しくは一時保護又は第三項の第三者による地位利用児童虐待に係る被害の発生を防止するために必要な措置を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

〔新設〕

3| 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

改正案	現行
<p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律第四条第二項に規定する児童虐待等又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に關し著しく不適當な行為をした者</p> <p>② 〔略〕</p>	<p>第三十四条の二十 〔同上〕</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に關し著しく不適當な行為をした者</p> <p>② 〔略〕</p>

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第四条</u>第二条に規定する児童虐待等又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。）を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に必要なる法律相談を実施すること。</p> <p>六～十二 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 〔同上〕</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第二条</u>に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。）を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に必要なる法律相談を実施すること。</p> <p>六～十二 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

○民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第六条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第四条第二項に規定する児童虐待等</u>又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に關し著しく不適當な行為をした者</p> <p>六～八 〔略〕</p> <p>（養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者）</p> <p>第二十六条 民間あつせん機関は、養親希望者が次のいずれかに該当する者であるとき又はその同居人が第一号から第三号までのいずれかに該当する者であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行つてはならない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律<u>第四条第二項に規定する児童</u></p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第八条 〔同上〕</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）<u>第二条に規定する児童虐待</u>又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に關し著しく不適當な行為をした者</p> <p>六～八 〔略〕</p> <p>（養子縁組のあつせんを受けることができない養親希望者）</p> <p>第二十六条 〔同上〕</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 児童虐待の防止等に関する法律<u>第二条に規定する児童虐待</u>又</p>

虐待等又は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等
虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為を
した者

四・五〔略〕

は児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待を行
った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

四・五〔略〕

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子の虐待に係る通告）</p> <p>第十条　〔略〕</p> <p>2　前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第六条第一項の規定による通告とみなして、同条第三項及び第四項並びに同法第七条第一項並びに第八条第一項、第二項及び第五項の規定を適用する。</p>	<p>（子の虐待に係る通告）</p> <p>第十条　〔略〕</p> <p>2　前項の規定による通告は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第六条第一項の規定による通告とみなして、同条第二項及び第三項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。</p>

○児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。 〔略〕</p> <p>第三十四条の二十第一項第三号中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削る。</p>

地位利用第三者児童虐待防止法案(通称)成立の効果について

[現状と法改正後の効果]

- 仮に、昨今、被害が証言されているジャニーズ事務所における性加害のように、経済的・社会的な影響力を有する第三者が、13-15歳の児童に対して性交等を行った場合、現行の規定では、
 - ・ 刑法上、性交同意年齢が13歳以上とされているため、当該13-15歳の児童が性行為について同意していたと加害者側が主張することも考えられるほか、
 - ・ 児童虐待防止法上、保護者以外の第三者による行為は児童虐待に該当しないことから、通報義務を含む同法に規定する施策の対象とはならない。
- 一方、現在国会で審議中の「刑法等改正案」や提出予定の「地位利用第三者児童虐待防止法案(通称)」が成立すれば、
 - ・ 性交同意年齢が16歳以上に引き上げられることで、刑法上、16歳未満の児童に性行為を行った時点で、同意の有無にかかわらず、処罰が可能となり、
 - ・ 影響力を有する第三者による性的虐待も、児童虐待防止法上の児童虐待とみなされ、発見者に通報義務が課せられることになり、被害の早期発見や発生抑止につながる。

[通報義務の対象を保護者以外の第三者による虐待に拡大することによる効果等]

- 経済的・社会的に強い立場にある大人から、弱い立場にある児童が性被害を受けた場合、自分だけの力で助けを求めることは難しい。この法案により、通報義務の対象を広げ、声を上げやすい環境を整えることで、多くの人が見て見ぬふりをやめるようになり、更なる被害の抑止につながる。
- ジャニーズ事務所の創業者による一連の性加害疑惑についても、児童虐待防止法が当初から第三者による性的虐待も対象としていれば、性加害に気付いた同僚タレントや会社関係者からの通報や相談が寄せられていた可能性がある。

例え通報に至らなくても、これらの者が「通報せざるを得ないからこれ以上の行為はやめてください」「被害者がこれ以上増えれば会社や警察に言います」などと訴えることで、加害者側への牽制や未然防止の効果が期待できる。
- 社会的地位を悪用した第三者による性加害が社会的に大きな問題となっている今だからこそ、国会で議論を行い、法案を成立させることができれば、報道等による国民への周知・啓発の効果は大きい。そのことが性被害の早期発見や未然防止につながり、芸能界のみならず、被害者を生まないことにつながる。
- 性被害に声を上げやすい社会を構築していくためには「こういった行為が性的虐待に当たるのか」「どこに相談したらよいのか」「通報者や被害者のプライバシーは守られるのか」などの国民の疑問に丁寧に対応していくことが重要である。法案成立は国民に向けての周知・啓発を図るための大きなきっかけになる。

地位利用第三者児童虐待防止法案（通称）について

- 先般、ジャニーズ事務所創設者による児童への性加害が報じられる等、児童に対して、経済的又は社会関係上の地位に基づく影響力を行使する立場にある大人が、その立場を利用して性暴力やわいせつ行為を行うことがある。
- もとより児童に対する性犯罪は、刑法や児童福祉法、各都道府県の健全育成条例等で処罰の対象とされている。しかし、強い影響力を行使する立場にある大人からわいせつ行為を受けた場合、児童は他者に助けを求めることが難しく、被害が発見されづらい傾向がある。
- 児童虐待防止法は、「児童虐待」の行為主体を「保護者」に限定しており、上記のような第三者からの性暴力やわいせつ行為は「児童虐待」に該当せず、同法に規定する施策の対象にもならない。
- しかし、芸能事務所のみならず、一般企業や学校（部活動等を含む。）など、児童を取り巻く環境において、その地位を利用した第三者による性暴力等も、児童の心身を深く傷付けるものであることに変わりがない。
- このため、児童虐待防止法を改正し、経済的又は社会関係上の地位に基づく影響力を有する第三者が行う児童に対するわいせつな行為等を新たに「第三者による地位利用児童虐待」と定義するとともに、発見者に警察への通報を義務付けること等により、これらの者が行う虐待の未然防止・早期発見につなげるための措置を講ずる必要がある。
- なお、地位を利用した第三者による性暴力やわいせつ行為を児童虐待防止法が規定する通報義務や施策の対象とする本法律案の内容は、児童に対する性犯罪の抑止や早期発見を促すものであり、現在国会で審議が進められている、「性交同意年齢」を13歳から16歳に引き上げる刑法改正案が成立した場合の実効性を更に高めることにも資するものと考えている。